

総選挙の結果と安倍9条改憲をめぐる新たな攻防

五十嵐 仁（法政大学名誉教授・法政大学大原社会問題研究所前教授）

〔以下の論攷は、憲法会議発行の『月刊 憲法運動』通巻466号、2017年12月号、に掲載されたものです。〕

はじめに

「憲法改正については、国民の幅広い理解を得つつ、衆議院・参議院の憲法審査会で議論を深め各党とも連携し、自衛隊の明記、教育の無償化・充実強化、緊急事態対応、参議院の合区解消

など4項目を中心に、党内外の十分な議論を踏まえ、憲法改正原案を国会で提案・発議し、国民投票を行い、初めての憲法改正を目指します。」

今回の総選挙に際して、自民党は「憲法改正」についてこのような公約を掲げました。これは5つの重点項目のうちの最後に当たるものです。これまでの国政選挙でも、自民党は改憲について公約していましたが、その扱いは控えて目立たないものでした。

今回は「重点項目」としての登場です。改憲に向けて、本腰を入れてきたということを示しています。その背後には、安倍首相の意向があります。5月3日の憲法記念日に、現行憲法9条の1項と2項をそのままにして自衛隊の存在を書き込むという新たな改憲方針（安倍9条改憲論）を明らかにしたからです。

これによって、憲法をめぐる情勢は急展開しました。改憲に向けての動きが政治の焦点に浮かび上がってきたわけではありません。9条に手を加えて自衛隊の存在を正当化し、憲法上の位置づけを与えようという狙いが、はっきりと示されたからです。

こうして、9条改憲をめぐる激突での新たな段階が幕を開けました。その緒戦となったのが、今回の総選挙です。自民党が初めて「自衛隊の明記、教育の無償化・充実強化、緊急事態対応、参議院の合区解消など4項目」を重点項目に掲げて信を問うことになった総選挙で、国民はどのような回答を示したのでしょうか。

以下、総選挙の結果をどう見るか、各党の消長はどのような意味を持っているのか、その結果、いかなる政治状況が生まれたのか、とりわけ安倍9条改憲論をめぐる各党の立場と今後の展望や課題はどのようなものなのか、などの点について検討してみることにしていきましょう。

1 総選挙の結果をどう見るか

(1) 与党の状況

与党では、自民党の議席に変化がありませんでした。自民党は改選284議席に対して、当選284と同数になりました。定数が10議席削減されていますから、占有議席の比率は上がりましたが微増にすぎません。

有権者内での得票率（絶対得票率）でも、小選挙区では24・%と有権者全体の4分の1です。比例代表にいたっては17・4%ですから、約6分の1にすぎません。しかも、この比率は政権を失った2009年総選挙時の18・1%を下回り、12年総選挙時の15・9%、14年総選挙時の16・9%と過去3回の選挙でほとんど変化なしです。

自民党が議席を減らさなかったのは、小選挙区制のキャラクリがあったからです。小選挙区制は大政党に有利な制度で、各選挙区で最多得票をした候補者が当選します。今回もこのような

有利さが最大限に発揮され、自民党は47・8%の得票率で、74・4%の議席を占めました。

このような小選挙区制のカラクリの効果を強めたのが、総選挙直前での小池百合子東京都知事による「希望の党」という新党の結成でした。野党共闘が分断されるという逆流が生じたために漁夫の利をしめた自民党がますます有利になったからです。

自民党は比例代表でも強さを発揮しました。これも新党結成による野党の混乱状況に有権者の嫌気がさし、不安を覚えたためだったと思われます。離合集散を繰り返す野党より、安倍首相に対する不信や自民党への不満はありながらも、安定した政権の方がまだましだと思ったのではないのでしょうか。

このような安定志向を強めたのが北朝鮮危機への不安感の増大でした。安倍首相が示した経済指標の好転や株高への期待感も一定の効果があつたでしょう。安倍首相が解散の大義として掲げた消費税増税による税収分を子育てや若者支援に回すという約束も若者や主婦の支持を高めたかもしれません。

これらの要因によって、自民党は「勝利」しました。しかし、もう一つの与党である公明党は「敗北」したように思われます。公明党は改選前の34議席から5議席減となつて9議席にとどまつたからです。総選挙の直前、女性問題で樋口尚也前衆院議員が離党していますから、実際には6議席減です。

小選挙区では神奈川6区に立候補した当選7回の前職が敗れて議席を失いました。政権が交

代した2012年の衆院選以来の小選挙区全勝がストップするという思いもかけない結果です。比例代表でも前回は731万票だった得票数が今回は698万票となり、700万票を下回りました。公明党にとつて、これは大きなショックだったでしょう。

この結果について、公明党は総選挙総括の原案で、安倍首相を強く支持する姿勢や憲法論議での対応が支持者の不信感や混乱を招いたと指摘していました。このような反省を行わなければならぬほど、安倍首相への追隨に対する支持者の反発が強かったということでしょう。これは今後の改憲論議において、微妙な影響を与えることとなります。

(2) 野党の状況

このように、国会議席全体に対する与党の比率には大きな変化がありませんでした。衆院の3分の2議席以上を占める与党体制の期間が1年から最大4年に延長されたわけです。安定した政権基盤を維持するという安倍首相の目的は基本的に達せられました。

しかし、今回の総選挙によって野党の状況は劇的に変化しています。最大の特徴は改選15議席から55議席へと3倍以上も議席を増やした立憲民主党の躍進にあります。

総選挙直前に野党第一党の民進党が突如として希望の党への合流と解党を決め、姿を消してしまうという逆流が起きました。これに対して、枝野幸男さんを中心に立憲民主党が発足し、

立憲・共産・社民の3野党が市民連合と政策合意を結んで野党共闘の体制を再確立します。

こうして総選挙に臨んだ結果、立憲民主党が希望の党を上回りました。野党第一党の議員の数は減りましたが、イメージと政策が一新され、政党としての質が強化されたこととなります。

この立憲民主党の躍進のあおりを受ける形で、2議席を維持した社民党以外の野党はいずれも議席を減らしました。大きな影響を受けたのは小池さんが結成した希望の党です。政権交代をめざして衆院議席の過半数である233を上回る235人の候補者を擁立したにもかかわらず、改選議席57を7も下回って50議席にとどまりました。

この希望の党と選挙協力を行ったのが日本維新の会です。しかし、小池人気の失速もあってほとんど効果なく、維新は改選14議席から3減らして11議席に留まりました。前回の衆院選では、小選挙区で11議席、比例代表で30議席、計41議席も獲得しています。その後の分裂などによって14議席に後退していたわけですが、今回はさらに3議席減らしたことになります。

(3) 共産党と立憲野党の共闘

今回の選挙で、希望の党の結成、民進党の分裂、立憲民主党の登場と躍進という一連の野党再編の影響を最も強く受けたのは日本共産党でした。参院選1人区などでの共闘の経験を生かして衆院選でも小選挙区で1対1の対決構図を作ろうと積み重ねてきた努力が、一夜にして瓦

解してしまう危機に直面したからです。

これに対して、市民連合と共産党は素早く対応します。北海道や新潟では選挙区独自の共闘体制の構築をめざし、粘り強い協議を続けていきました。全国的には、共闘維持のために新党を結成するべきだとの声が強まり、ネットやSNSなどに「枝野立て」という書き込みが溢れます。

こうして、10月2日に立憲民主党の設立が発表されるわけですが、市民の声に押されての新党結成はかつてないことでした。これに対する共産党の対応は素早く、翌3日の中央委員会総会で志位委員長は「協力・連帯を追求していく」と表明し、「連帯のメッセージ」として枝野さんが立候補する埼玉5区で候補者を取り下げることを発表しました。この日、市民連合も立憲民主党と基本政策を合意します。

7日には、立憲民主・共産・社民の3野党と市民連合が改めて政策合意を確認し、総選挙を連携して戦う体制ができました。このような動きをアシストして候補者を一本化するために、共産党は67の小選挙区で候補者を取り下げ、249の小選挙区で共闘勢力の一本化が実現します。

このようなアシストが立憲民主党の躍進を生み出す大きな力となりましたが、共産党自身は埋没し大きな犠牲を払うことになりました。総選挙の結果、沖縄の小選挙区で1議席を獲得したものの比例代表で苦戦し、改選21議席を9下回る12議席にとどまったからです。比例代表の得票数も前回の606万票から440万票へと166万票の後退になりました。

立憲野党の共闘を推進するために、83の小選挙区で候補者を立てないという犠牲を払い政見放送や選挙カーの運行などでの制約が生じたこと、民主党政権に失望して共産党に投票してきた旧民主党の支持者や無党派層が立憲民主党に回帰したこと、選挙戦序盤で共闘立て直しに忙殺され後半で比例重視に転じたものの手遅れになってしまったこと、などの事情が敗因であったと思われます。

2 憲法をめぐる激突の新段階

(1) 総仕上げとしての9条改憲

総選挙の結果、安倍首相は再び改憲に向けての意欲を高めたように見えます。しかし、自民党は選挙公約で改憲を重点項目としたにもかかわらず、安倍首相は選挙中の街頭演説で憲法問題にはほとんど触れませんでした。与野党対立を引き起こすような政治的に微妙なテーマは隠しながら、アベノミクスなどの経済政策を前面に出して支持を訴えるというこれまでのやり方を踏襲したわけです。

このような安倍首相のやり方からすれば、選挙で得た多数議席を背景に国民の「信任を得た」と強弁して9条改憲をスピードアップすることは目に見えています。憲法をめぐる激突の新段階が、こうして始まることになりました。

この安倍9条改憲論については、これまで安倍首相が実施してきた一連の違憲立法との関連で、「戦争できる国」作りの一環として理解しなければなりません。自衛隊を海外に派兵してアメリカとともに「戦争できる国」とするために、安倍首相は一連のストーリーを描いてきたからです。

それは、起（特定秘密保護法）、承（安保法制）、転（共謀罪法）という形です。具体化されました。いよいよこの物語は「結」の段階、すなわち「むすび」という形での総仕上げを迎えようとしているのです。

戦争できる国を作るためには、システム、ハード、ソフトの各レベルにおける整備が必要です。システムというのは戦争準備と遂行のための法律や制度であり、一連の違憲立法とともに日本版NSC（国家安全保障会議）や安全保障局の設置などによっても実施されてきました。9条改憲はこのシステム整備の中核をなし、総仕上げの意味を持つものです。

ちなみに、ハードとは戦争遂行のための軍事力の整備であり、軍事基地、兵器、弾薬、兵員の確保などがその内容です。ソフトとは戦争できる国を支える人材の育成と社会意識の形成を指しています。教育改革実行会議による道徳の教科化や教育内容への介入、マスメディアの懐柔や統制による情報の操作などが具体的な内容になります。

このような戦争できる国作りへの動きに対して、憲法はこれまで抵抗の拠点であり、異議申

し立てのための武器となってきました。しかし、自衛隊が9条に明記され、その存在が正当化され憲法上の位置づけが与えられれば、その意味は大きく変容するでしょう。抵抗のため武器から支配のための手段へと変わるのです。

(2) 改憲の自己目的化

これまで、憲法が変えられることはありませんでした。1947年の施行以来、70年にわたって一度も変えられずに維持されてきました。これほど長い間、変えられなかったことを問題視する意見もあります。だから、変えるべきだと。

しかし、70年にもわたる期間、変えられずに来たのは変える必要がなかったからです。変える必要がなかったのは、これと違って不都合がなかったからです。誰にでも了解されるような不都合があれば、国民の間から「ここを変えるべきだ」という声が上がってきたにちがいません。しかし、具体的な条文や記述を示して国民の間から改憲要求が高まることは、これまでもありませんでした。

「押し付け憲法論」にしても、「占領軍によって押し付けられたものだから」というだけの理由です。これが改憲の根拠として主張されてきたのは、端的に指摘できる不都合がなく変えるべき条文などを具体的に明示することができなかったからです。

今回の安倍9条改憲論も国民の間からではなく、突然、安倍首相が提起したものです。しかも、これまでの安倍首相も自民党も、このような改憲論を示すことはありませんでした。2012年に自民党は改憲草案を発表していますが、それは安倍首相の提案とは異なったものでした。だから、石破茂元防衛相は安倍9条改憲論に反対しているのです。

今回、安倍首相がこのような改憲論を提案したのは、改憲自体を目的としているからです。変えやすい条項について、変えやすい方法で、とにかく変えたいというにすぎません。東日本大震災などでの災害救助の実績もあって自衛隊は国民に受け入れられるようになってきているから、憲法に書き込むという提案なら通るかもしれないと考えたのでしょう。

しかし、書き加えられる自衛隊は、2015年9月の安保法の成立によって集団的自衛権の行使が一部容認された自衛隊です。いつでも、どこでも、どのような形でも、日本の安全と存立が脅かされると判断されれば、米軍とともに国際紛争に武力介入することができるようになります。

しかも、法律には「後法優位の原則」があります。条文の内容が矛盾する場合には、後から制定された条文が優先されます。9条2項の戦力不保持の規定と自衛隊の存在の明記が矛盾する場合、2項が空文化されることになるでしょう。裁判などで争われれば、はっきりさせようということと9条2項の削除論が提起されるにちがいません。

しかし、このような形で憲法の平和主義原理を放棄するのは誤りです。というのは、国際紛

争を武力の行使や武力による威嚇によって解決しないという9条の理念はますます重要な意味を持つてきているからです。北朝鮮危機は武力の行使によって解決してはならず、テロの脅威も武力を行使することによって根本的には解決できません。

もし、北朝鮮危機に対して武力を行使すれば、報復攻撃によって甚大な被害が生じ、核戦争の危機に発展する恐れさえあります。テロの脅威は武力によって一時的に防止することができても、結局は憎しみの連鎖を生み、貧困や格差、憎悪などの原因を除去しなければ、最終的かつ根本的に解決することはできません。

(3) 9条を活かす将来ビジョンこそ

憲法9条について、かつては理想論にすぎないし現実の問題解決には役立たないという批判がありました。しかし、パワーポリティクスや抑止力論による力の政策が間違っていることは、ベトナム戦争やイラク戦争、アフガニスタンへの武力介入の失敗などを通じて明らかになっています。

戦後国際政治の現実には、武力などの力に頼らない地道で粘り強い交渉こそが真に問題を解決する手段であることを示してきました。9条の理念と平和主義は決して理想論ではなく、時代遅れでもなかったのです。

それは国際政治を律するものとして国際連合の精神にも合致する基本原則であり、国家間の対立や地域紛争、民族紛争やテロを解決するための現実的で有効な方法なのです。だからこそ、9条は国際的な威信と説得力を高め、ノーベル平和賞の候補としてノミネートされるようになってきました。

こうして、平和的生存権と戦争の放棄、戦力不保持と交戦権の否認を憲法に定めている日本は、「平和国家」としての「ブランド」を確立することに成功しました。それは、日本という国の「弱み」ではなく「強み」なのです。

この「平和ブランド」という「強み」を生かして国際政治に関与し、武力によらない平和創出のビジョンを掲げ、そのイニシアチブをとることこそが、日本の外交・安全保障の基本でなければなりません。そうすることではじめて、「国際社会において、名誉ある地位を占め」（前文）ることができるようでしょう。

ここで問題になるのが、自衛隊という軍事力の存在と安保条約に基づく日米軍事同盟です。その存在を容認し、それを前提に平和と安全を確保することが現実的な安全保障政策であると、多くの人は「勘違い」してきました。実際には、現実的であるのではなく現実追隨的な思考停止に陥っているにすぎません。

憲法9条の規定からすれば自衛隊は違憲の存在ですが、直ぐに廃止して解散するというわけにはいかないでしょう。自衛隊違憲論に立つ共産党も、即時廃止を主張しているわけではあり

ません。災害救助などでも大きな力を發揮していますから、当面存続させながら徐々に国境警備隊や災害救助隊などに改組・再編する条件を整備していくことになりそうです。

このような方針は軍事力に頼らない安全保障の確立という将来ビジョンを掲げることであり、そのための国際環境づくりに努力するというでもあります。その達成にどれほどの時間がかかるかは分かりませんが、このようなビジョンを掲げて周辺諸国との関係改善と友好親善に努めることこそ、アジアの平和と日本の安全確保にとって有効かつ現実的な方策なのです。

安保条約についても同様です。いずれは軍事同盟に頼らない平和の実現をめざすというビジョンを掲げなければなりません。アメリカとの軍事同盟ではなく平和友好条約への転換を図ることが前提です。それ以前であっても、対米隷属外交の是正、日米地位協定の改正、日米合同委員会の運用改善、在日米軍基地の負担軽減などを実現できるような条件整備に努めることが必要です。

いずれにしても、カギになるのは世論と国際環境です。アメリカとの従属的な軍事同盟から抜け出すとともに、韓国・中国・ロシア・北朝鮮など周辺諸国との関係を改善し、外交や文化交流などの非軍事的な手段を通じて安全が確保されるようにすることが必要です。これこそが憲法の指し示す道であり、平和主義原理の具体化にはかなりません。必要なことは、9条を変えるのではなく、現実を変えて9条に近づけることです。

3 安倍9条改憲阻止のために

(1) 2019年夏の参院選までがヤマ場？

総選挙後の10月23日、安倍首相は記者会見で改憲について言及し、「公約に沿って条文について党内で議論を深め、党としての案を国会の憲法審査会に提案したい」と語りました。「与党で3分の2をいただいたが、与党だけではなく幅広い合意形成が必要。国民投票で過半数を得るべく努力したい」とし、「スケジュールありきではない」とも述べています。

同時に、野党第1党となった立憲民主党が自衛隊明記などの首相提案を厳しく批判している点について問われた首相は、「合意形成するための努力をしていく」としたものの、「政治であるから、皆さま全てにご理解をいただけるわけではない」と発言しました。これは「協議の行方次第では、合意できる党だけで発言をめざす可能性を想定した発言」だと報じられています（『朝日新聞』10月24日）。

こうして、再び、安倍首相は改憲に向けてのアクセルを踏み込みました。このような首相の意向に沿った形で改憲論議は進むと見られています。この時点で想定されていた改憲日程は3つあります。

まず、11月中旬に党内論議を再開し、12月中に改憲素案を取りまとめ、来年の1月以降に各党に案を提示するというものです。その後、通常国会で改憲を発議して来年中に国民投票を実施するというのが第1の想定で、最も早い日程になります。

これに対して第2の想定は、来年の自民党総裁選で3選された後に臨時国会を開き、改憲を発議するというものです。国民投票は2019年の春ごろになります。最も遅い第3の想定では、2019年春の通常国会まで改憲発議がずれ込み、夏ごろの参院選と同時に国民投票を実施しようというものです。

改憲に向けての国民投票は、早ければ来年の末、遅くとも再来年夏の参院選までと想定されているわけです。この参院選まで発議も国民投票も実施させず、同日選を阻止して参院での改憲勢力を3分の2以下に減らせば、安倍9条改憲の危機を突破することができます。

それ以前であっても、安倍首相を総理の椅子から引きずり下ろしたり3選を阻んだりすれば、改憲の危険水域から脱けだすことができます。2019年夏の参院選までが、改憲をめぐる「激突」の山場ということになるでしょう。

(2) 前途に横たわる4つのハードル

このように安倍首相は改憲論議を急ぐ意向を示し、自民党は憲法改正推進本部を先頭に準備を進めています。しかし、そこには多くの弱点が存在しており、数々のハードルを越えていかなければなりません。

改憲に向けての第1のハードルは自民党内にあります。自民党の憲法改正推進本部は11月8日に衆院解散で中断していた党内論議を再開すると決め、年内にも自衛隊の存在明記などをめぐる意見集約を図って、来年の通常国会で発議を目指す方針を確認しました。

しかし、自衛隊の存在明記をはじめ党内で意見の隔たりが大きい項目もあるため、先行きは不透明です。自衛隊明記と教育無償化は安倍首相が提案したのですが、自衛隊明記には自民党議員の14%が反対だという調査もあります（『毎日新聞』10月24日付）。

細田博之本部長は記者団に「国民全体、国家全体の問題だから、自民党主導でどうこうということではない。いろいろな協議を重ねないといけない」と語り、他党との合意形成に取り組む意向を示しています。何よりも、公明党の同意を得て与党の体制を整えることが必要ですが、その公明党は腰が引けています。

つまり、第2のハードルは与党内に存在しているのです。改憲論議のカギを握る公明党は、山口那津男代表が11月7日の記者会見で「憲法は国会が舞台。与党間で何かやることを前提にしているわけではない」と指摘するなど、自民党が求めている与党協議に応じる気配はありません。

しかも、山口さんは11月12日放送のラジオ番組で、改憲の国会発議には衆参両院の3分の2

以上の賛成が必要となる点に触れ「それ以上の国民の支持がある状況が望ましい。国民投票でぎりぎり（改憲が承認される）過半数となれば、大きな反対勢力が残る」と述べ、国民の3分の2を超える賛同が前提となるという認識を示しました。

8割の改憲勢力についても、「改憲を否定しない勢力とは言えるが、主張に相当な隔たりがあるし、議論も煮詰まっていない」と指摘しています。公明党にはもともと「野党第1党を巻き込むべきだ」という考えが強く、自民党内にも憲法族を中心に同様の意見がありました。このような山口さんの発言は、これに加えてさらに改憲のハードルを引き上げることを意味しています。

こうして、第3のハードルが登場します。野党の状況です。共産党や社民党ははっきりと改憲に反対しており、野党第1党の立憲民主党も安倍首相が進めようとしている9条改憲には反対の姿勢を示しています。

維新の会や希望の党は改憲勢力とされていますが、9条改憲についての優先順位は高くありません。改憲への賛成と安保法の支持という「踏み絵」を踏んだはずの希望の党の当選議員も、安倍改憲には72・5%が反対し、2020年改正施行にも66・9%が反対しています（共同通信調査）。

安倍9条改憲に反対している立憲民主党が野党第1党になったことも大きな壁となるでしょう。安倍首相は野党第1党が賛成することにはこだわらないことを示唆していますが、それは公明党が納得しません。立憲民主党を巻き込まなければ第2のハードルを超えられないのです。

そして、第4のハードルは世論の動向です。共同通信社による世論調査では、憲法に自衛隊を明記する安倍首相の提案に反対は52・6%で、賛成38・3%を上回っています。安倍首相の下での憲法改正には50・2%が反対で、賛成は39・4%と少数です。

『毎日新聞』の世論調査でも、改憲発議について「急ぐべきだ」は24%にすぎず、「急ぐ必要はない」という回答が66%に上っています（『毎日新聞』11月14日付）。安倍首相は11月1日の記者会見で、自民党内で具体的な条文案の策定を急ぐ考えを示しましたが、国民の理解は広がっていません。

（3） 安倍9条改憲阻止に向けて

総選挙の結果、憲法をめぐる情勢が危険水域に入ったことは明らかです。安倍9条改憲阻止をめぐる「激突」の時代が始まりました。これを阻止するにはどうしたらよいのでしょうか。そのためには、第1に、一般的な憲法の改正を意味する改憲と安倍9条改憲論を区別し、その間に楔を打ち込んで後者を孤立させることです。改憲にも、憲法96条で認められている統治ルールの変更などの改正を意味するものと、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義という3

大原理を破壊し、事実上の新憲法の制定を意味する「壊憲」とがあります。平和主義を破壊する安倍9条改憲論は後者であり、断じて認められません。

前者の改憲一般に賛成する議員は国会議員の8割を超えています。後者の安倍9条改憲論に賛成する議員は54%です（『毎日新聞』10月24日付）。過半数は越えています。3分の2を占めているわけではありません。前述のように、国民世論でも安倍9条改憲論は少数派です。

第2に、安倍9条改憲へのハードルをどんどん引き上げていくことです。私たちの運動で反対世論を増やしていけば、これらのハードルを高くすることができます。反対世論を目に見えるようにするという点では集会などの抗議行動や署名運動が有効です。官邸前や国会周辺だけでなく全国の津々浦々で、可能な形で安倍9条改憲に反対する集会やデモ、パレード、スタンディングなどに取り組みことです。安倍9条改憲NO！ 全国市民アクションが呼びかけている3000万人署名運動も、反対世論を具体的な数で示す点で大きな意義があります。

第3に、現行憲法に対する国民的な学習運動を幅広く組織することです。改憲に向けての動きが強まり、国会内で憲法審査会での議論が始まれば、報道される機会が増え憲法に対する国民の関心も高まります。これは憲法の内容や意義、その重要性について学ぶ絶好のチャンスでもあります。こうして憲法に対する理解や認識が深まれば、改憲に反対する大きな力となることでしょう。

第4に、市民と立憲野党との連携を深め、草の根での改憲反対の運動を広げていかなければなりません。市民と野党との共闘については、総選挙での経験や人的なネットワークの広がり、立憲民主党の結成などによって新たな可能性が生まれています。民進党から分かれた立憲民主・希望・民進・無所属の4党・会派と共産・社民・自由の各党は国会内での連携を図りつつあります。国会審議において力を合わせながら国会外での運動とも連携し、安倍9条改憲に反対する草の根の共同を幅広く追求していくことが重要です。

これらの活動においては、いかに世論を変えていくかという視点を貫かなければなりません。当面は国会での改憲発議を阻止することですが、最終的には国民投票によって決着が付けられることとなります。そこで多数を獲得できるという見通しが立たなければ、改憲への動きをストップさせることができます。各政党の対応を左右するという点でも、世論の動向は決定的な意味を持ちます。

ヨーロッパ連合（EU）からの離脱か残留かを問うイギリスの国民投票では離脱賛成票が上回り、残留を主張していたキャメロン首相が辞任しました。イタリアでも上院の権限を大幅に縮小する憲法改正案についての国民投票が実施され、反対票が多かったためにレンツイ首相が辞任に追い込まれています。日本でも同様の結果が予想されるようになれば、安倍首相はこのようなりスクを避けるにちがいません。

危機（ピンチ）は好機（チャンス）でもあります。安倍9条改憲に向けての危機の高まりを、憲法への理解を深め憲法を活かす政治を実現する好機としなければなりません。安倍首相が2020年までに改憲施行することをめざすというのであれば、たんに改憲を阻止するという受け身の運動にとどまらず、政治と生活に憲法の原理と条文を具体化できる政府の樹立に向けての攻勢的な運動の期間としようではありませんか。

安倍首相は今後、ますます改憲に向けての攻勢を強めてくるにちがいません。国民の関心が高まり、心ある人々の危機感も増大するでしょう。憲法はそれほど身近ではなく、とっつきにくいと思われることも少なくありません。しかし、国会の憲法審査会で議論が始まり、与野党の対立が強まったり反対運動が高揚したりすれば、身近な話題としてマスメディアなどでも取り上げられるようになります。

この機会をとらえて国民に幅広く訴えていくことができれば、今まで以上に憲法を身近に感じてもらえ理解を広げることができます。署名を中心しながら、多様な運動の展開に努めることが重要です。その核として重視すべきは、憲法についての国民的な学習運動でしょう。

このような取り組みを通じて国民の憲法への理解と認識が高まり、その結果として安倍9条

改憲論が挫折するというのが最も望ましいシナリオです。そのシナリオが実現できるかどうか、アジアの平和と日本の未来がかかっていると信じていても過言ではありません。

総選挙の結果生じた情勢に、恐れず、ひるまず、あきらめず、安倍9条改憲をめぐる新たな攻防に向けて立ち上がりましょう。「憲法は変えるのではなく活かす」という旗を掲げながら。

（2017年11月16日、いがらし じん）